

令和4年度 特定地域学校選択制の募集案内 (城山台小学校)

木津川市教育委員会

1 特定地域学校選択制について

木津川市では、城山台小学校児童急増対策の一環として、城山台小学校区にお住まいのお子さんについて学校選択を認める「特定地域学校選択制」を導入しています。

お子さんと保護者の希望により他の市立小学校へ転入学できる制度であり、城山台小学校以外の学校へ転入学を希望する場合は、学校選択の手続きが必要です。

なお、学校選択制を利用せず、城山台小学校へ転入学する場合は、手続きの必要はありません。

2 実施方法

(1) 対象となる児童

◇ 城山台小学校に入学するお子さんと新たに転入するお子さんが対象です。

(2) 選択できる学校・各校の受入れ児童数

◇ 原則、すべての市立小学校の中から選択できます。

◇ 各校の受入れ児童数は、別表のとおりです。

※ 受入れ児童数については、当該小学校や児童クラブの児童数、及び当該小学校の進学先中学校の生徒数、また、教育活動への影響等を考慮し、受入れ校の校長と協議の上、設定しています。

(3) 選択にあたりお約束いただくこと（就学要件）

◇ 就学する選択希望校の教育活動に賛同し、協力すること

◇ 通学が保護者の責任と負担において安全に行われること

◇ 特別な事情がない限り、卒業までの間就学すること

(4) 選択希望校の特色について

◇ 各校の特色ある教育活動については、選択希望校のホームページをご覧ください。

◇ その他、選択希望校のホームページに掲載されていない情報については、学校教育課まで直接お問い合わせください。

3 申請手続き

【学校選択を希望する場合】

・特定地域学校選択入学（転入学）申請書（別記様式第1号）と選択希望校までの

通学経路図を提出してください。

- ・申請方法は、木津川市学校教育課へご持参いただくか、郵送にて提出願います。
- ・申請期間
 - 持参の場合…令和3年10月1日(金)～令和3年10月29日(金)17:00まで
 - 郵送の場合…令和3年10月1日(金)～令和3年10月29日(金)の消印有効
- ・申請書を教育委員会で受理後、「受理書」を送付いたします。

4 決定方法

【希望者が受入れ人数の範囲内の場合】

- ・希望校の校長と協議の上、転入学を決定します。

【希望者が受入れ人数を超えた場合】

- ・原則として公開抽選で転入学者を決定します。
 - ・抽選日は、該当する方に追ってお知らせします。(令和3年11月中)
 - ・兄弟姉妹は同じ学校に就学できるよう配慮します。
 - ・補欠登録は行いません。
 - ・抽選に漏れた場合、あるいは申請期間後の転入で第1希望校が受入れ人数を超えている場合は、第2希望校での調整となります。第2希望校が既に受入れ人数を超えている場合は、城山台小学校に入学(就学)することになります。
- ※ 選択希望により、希望校がお子さんの就学校として決定した場合は「特定地域学校選択入学(転入学)承認通知書」を、不承認の場合は「特定地域学校選択入学(転入学)不承認通知書」を送付します。(令和3年12月中)
- ※ 就学校決定後は変更できませんのでご注意ください。
- ※ 就学校決定後、選択希望校の校長との面談を設定します。

5 遠距離通学費補助制度について

公共交通機関を利用して他校就学する場合、距離に応じて通学補助金を交付します。

- 城山台小学校から選択希望校までが4km以上・・・全額補助
 - 城山台小学校から選択希望校までが3km以上4km未満・・・半額補助
 - 城山台小学校から選択希望校までが3km未満・・・補助なし
- ※ 補助制度を利用する場合は、申請及び認定が必要です。
- ※ 申請は、年度当初に就学する学校を通じて必要書類を提出していただきます。
- ※ 認定された児童については、通学にかかった実費を交付します。

【申請先及び問い合わせ】

木津川市教育委員会 学校教育課

〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9

電話 0774-75-1230